

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年8月25日

証拠説明書(B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第119号証

証拠の標目	規制委員会の“断層攻め”を止めよ (Voice 2013年8月号所収) [134ないし143頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年7月10日
作成者	澤田哲生
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、原子核工学の専門家である澤田哲生・東京工業大学助教が、新規制基準適合性審査や敷地内破砕帯調査等の原子力規制委員会の活動について論じたものである。</p> <p>本書証によって、いわゆる敷地内破砕帯有識者会合について、「事業者の言い分をじっくり聞かない、提示されたデータを活かしていない、後出しジャンケンの結論が誘導されるなど枚挙に遑(いとま)がない。」として、その運営のあり方が批判されていること(準備書面(24)第1の2(2)(8頁): 本書証138頁)を明らかにする。</p>

乙B第120号証

証拠の標目	高浜原発停止 裁判官が日本のエネルギーをダメにする (W i L L 2 0 1 6 年 6 月 号 所 収) [73ないし83頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月1日
作成者	奈良林直
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証は、原子力規制委員会「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」委員等を歴任した奈良林直・北海道大学大学院教授が、関西電力高浜発電所3, 4号機運転差止仮処分決定(甲D5: 大津地裁平成28年3月9日決定・判例時報2290号75頁。申立認容, 抗告)について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「今回の裁判長も規制委・規制庁の検証報告書(被告注: 乙B34)をしっかりと読んでいれば、『福島事故の原因究明は道半ば』などと主張できないはずですし、配管破断によって放射性物質が外部に放出されるというような決定文の論理に結びつけることはできないと思います。関西電力は、裁判所にこの報告書も提出したと言っていますが、裁判官は読んでいるとは考えられません。規制委・規制庁の重要な報告書が、国民に知らされていないために『まだ事故原因さえわかっていない』という感情的受け止め先行の状態になってしまっています。国会事故調の主張</p>

のために、国民の印象は原因が一つに絞りきれていないままになっていて、裁判長の決定が出されているところに根本的、基本的な問題があるのです。」として、福島第一原子力発電所事故の原因究明が道半ばであるとする大津地裁決定の判示は事実誤認であると指摘されていること（準備書面(24)第2の3(2)ア（12頁）：本書証77頁）を明らかにする。

乙B第121号証

証拠の標目	どう変わる？ 原子力発電所の安全対策 ～新規制基準を分かりやすく解説～
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成25年8月
作成者	一般社団法人日本電気協会新聞部
立証趣旨	<p>本書証は、新規制基準の内容について取りまとめた冊子である。</p> <p>【分類①】</p> <p>【分類③】 本書証によって、原子力規制委員会が新規制基準を策定するに当たっては、福島第一原子力発電所事故の原因である津波への対策のみならず、地震、竜巻、火山等による影響を踏まえた対策や重大事故対策も要求されていること（準備書面(24)第2の3(2)ア（12頁）を明らかにする。</p>

乙B第122号証

証拠の標目	<p>第百八十九回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議 録第三号</p> <p>(国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0265/ 18904230265003.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年5月12日
作成者	衆議院事務局
立証趣旨	<p>本書証は、平成27年4月23日に開催された、衆議院原子力問題調査特別委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類①】	<p>・田中俊一原子力規制委員会委員長は、「そもそも論ですけれども、外部電源は、敷地外の他の発電所から送電線や変電所を介して受電するものであります。地震以外にも、テロとかいろいろな人為事象、台風、竜巻等によりその経路上で遮断されるという、停電というのはよく起こります。原子力施設の安全機能に求められるレベルの信頼性という点でいうと、商用電源だけに頼るということは、その意味でそれだけの信頼性はありません。したがって、異常が発生した場合には、外部電源に頼らず、所内の非常用発電機を駆動して給電することで必要な電源を</p>

	<p>確保するという考え方をとっております。」として、原子力発電所の安全設計においては、緊急時の対応において外部電源に依拠していないことを説明していること（準備書面(24)第2の3(2)イ（14頁）：本書証12頁）</p>
<p>【分類③】</p>	<p>・田中委員長は、「一般的に世の中で受け入れられている平均的な値を導き出す方法をとることが、それがいけないということではなくて、ただし、そこには、常に誤差とかいろいろなこと、不確かさがあります。今、櫻田部長の方からお答えしました。それから、三次元の地盤の問題、それから実際の、地震の起こる深さの問題とか、それから高浜でいえば、三つの活断層の連動性の問題、そういったことを全部踏まえまして、それを考慮して、最大になるように評価してやっております。ですから、そういったことを踏まえて、平均値を求める方法がだめだという判断は、私は、科学者としては受け入れがたいと思います。」として、基準地震動の策定過程において各種の関係式を用いることの科学的合理性を説明していること（準備書面(24)第2の4(2)（18, 19頁）：本書証14頁）</p>
<p>【分類②】</p>	<p>・九州電力川内原子力発電所の再稼働に伴う原子力防災対策についての質問に対し、笠原防衛省大臣官房審議官は、「鹿児島県の川内原発において原子力事故が発生した場合の自衛隊の対応についてであります</p>

が、原子力施設内で放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた施設敷地緊急事態となった場合には、自衛隊法第八十三条に基づきまして、鹿児島県知事からの災害派遣要請を受けて、防衛大臣等が災害派遣命令を下令し、派遣部隊は関係機関と協力して住民避難、緊急物資輸送等を行うこととしております。さらに、事態が悪化をいたしまして放射性物質が外部に放出されるなどの全面緊急事態となった場合には、原子力災害対策本部長、これは内閣総理大臣であります。防衛大臣に対して部隊等の派遣を要請することとなり、これを受けて、自衛隊法第八十三条の三に基づきまして、防衛大臣が原子力災害派遣命令を下令し、派遣部隊は関係機関と協力をして、住民避難、緊急物資輸送に加え、捜索救助、避難住民の除染、スクリーニング等も行うこととしております。防衛省・自衛隊といたしましては、今後も、原子力災害に迅速かつ適切に対応するため、政府や自治体の原子力防災訓練に参加するなど、関係機関との連携を深め、対処能力の向上に努めてまいります。」として、自衛隊法に基づく取組みを説明していること（準備書面(24)第2の5(2)（22, 23頁）：本書証4頁）

乙B第123号証

証拠の標目	<p>第百九十回国会 参議院予算委員会会議録第八号（抜粋）</p> <p>（国会会議録検索システム</p> <p>http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0014/19003030014008.pdf よりダウンロード）</p> <p>[1, 2, 44, 45頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月28日
作成者	参議院事務局
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、平成28年3月3日に開催された、参議院予算委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、田中俊一原子力規制委員会委員長が、「(被告注：福島第一原子力発電所事故) 当時の防災指針と現在の原子力規制委員会が作成した防災指針とは考え方が大きく異なっております。」「現在の原子力災害対策指針では、この作成に当たりましては、私ども、福島第一の今回の事故の教訓を十分に踏まえて、住民の被曝線量をできるだけ少なくするということ、それから、今回の大きな教訓であります、避難に伴って放射線被曝による以外のことで多くの犠牲者を出したというようなこともありますので、そういったことを踏まえて新たな指針を作っております。今後、そういったものを十分に訓練を重ねて、十分機能する</p>

	<p>ようにしていくことが大事だというふうに認識しております。」として、福島第一原子力発電所事故を踏まえた、原子力防災対策の一層の強化について説明していること（準備書面(24)第2の5(2)（22頁）：本書証44頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙B第124号証

証拠の標目	<p>第百八十九回国会 参議院経済産業委員会会議録第十七号（抜粋）</p> <p>（国会会議録検索システム</p> <p>http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0063/18906160063017.pdf よりダウンロード）</p> <p>[1ないし6頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年6月30日
作成者	参議院事務局
立証趣旨 【分類②】	<p>本書証は、平成27年6月16日に開催された、参議院経済産業委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、安倍晋三内閣総理大臣が、国全体としての原子力防災対策への取組みについて、「原発立地地域の関係自治体が国に対して求めているのは、国の機関が第三者的にチェックや審査を行うのではなく、避難計画の策定について、国の関係省庁が積極的に関わり、その具体化や充実化に関係自治体と一体となって取り組んでいくことであります。このため、安倍政権になって、避難計画の策定を自治体任せにはせず、政府が積極的に前に出ていくことにいたしました。この三月末には、災害対策基本法に基づく法定計画である防災基本計画に国の関与、支援を位置付け、法的にも国の責任を具体化、明確化したところであり</p>

まして、具体的には、原発所在地域ごとに関係省庁や関係自治体が参加した地域原子力防災協議会を設置し、国と自治体が一体となって避難計画、地域防災計画の充実強化を進め、その上で、地域原子力防災協議会で避難計画、地域防災計画が I A E A の国際基準や原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針などに沿った具体的で合理的なものであることを詳細に確認し、総理大臣である私が議長を務める原子力防災会議で国として了承する。さらに、住民や関係機関が参加した訓練から得られた反省点について協議会で検討した上で避難計画等を改善強化することとしています。」と説明していること（準備書面(24)第2の5(2)(23, 24頁)：本書証4頁)を明らかにする。

乙B第125号証

証拠の標目	大飯原発差し止め判決の問題点 (エネルギーレビュー2014年8月号所収) [42ないし45頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年7月20日
作成者	宮崎慶次
立証趣旨 【分類①】 【分類③】	<p>本書証は、一般社団法人技術同友会「原子力発電所過酷事故防止検討会」委員等を歴任した宮崎慶次・大阪大学名誉教授が、関西電力大飯発電所3, 4号機運転差し止め訴訟第一審判決(甲D1: 福井地裁平成26年5月21日判決・判例時報2228号72頁。請求認容, 控訴)について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「判決は『七〇〇ガル未満の地震でも外部電源と主給水の同時喪失のおそれがあり、その際の冷却手段である補助給水設備の実効性はその名のとおり補助的手段で不安定である』、また『第一陣である外部電源、主給水ポンプを耐震Sクラスとすべき』と主張している。これは発電のための主給水設備と安全上重要な設備である補助給水設備の役割や重要性を理解せずに決めつける素人の誤解である。即ち、補助給水の耐震信頼性が主給水より低いとの『補助』の言葉に幻惑されている。耐震クラスは外部電源が一般産業並みのCクラスであっても補助給水系はSクラスとなっている。外部電源は多くは火力発電所から送電線</p>

を通して供給される。判決はコストを惜しんでCクラスとしているような書きっぷりだが、原発敷地内の受電設備はともかく、『全てSクラスに格上げすべき』との主張は実際から遊離し極めて非現実的である。」などとして、同判決が原子力発電所の安全確保対策の体系を正しく理解していないことによる事実誤認を含むことが指摘されている（準備書面(24)第2の6(2)カ(36頁)：本書証43頁)ことを明らかにする。

乙B第126号証

証拠の標目	高浜原発差し止め決定の問題点 (エネルギーレビュー2015年7月号所収) [48, 49頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年6月20日
作成者	宮崎慶次
立証趣旨 【分類①】 【分類③】	<p>本書証は、一般社団法人技術同友会「原子力発電所過酷事故防止検討会」委員等を歴任した宮崎慶次・大阪大学名誉教授が、関西電力高浜発電所3, 4号機運転差止仮処分決定（甲D4：福井地裁平成27年4月14日決定・判例時報2290号13頁。申立認容，異議審決定（乙D27：福井地裁平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁）により取消。）について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「高浜決定には重大な誤認がある。まず、主冷却系と補助冷却系の比較において、用語に幻惑されて主従の関係と誤解している。実際には、補助給水設備の方が安全機能を担うので耐震性がより高い。」などとして、同決定が原子力発電所の安全確保対策の体系を正しく理解していないことによる事実誤認を含むことが指摘されていること（準備書面(24)第2の6(2)カ（36頁）：本書証48頁）を明らかにする。</p>

乙B第127号証

証拠の標目	高浜原発差し止めの大津地裁決定の問題点 (エネルギーレビュー2016年5月号所収) [42ないし45頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月20日
作成者	宮崎慶次
立証趣旨	<p>本書証は、一般社団法人技術同友会「原子力発電所過酷事故防止検討会」委員等を歴任した宮崎慶次・大阪大学名誉教授が、関西電力高浜発電所3, 4号機運転差し止仮処分決定(甲D5:大津地裁平成28年3月9日決定・判例時報2290号75頁。申立認容, 抗告)について論じたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
<p>【分類①】</p> <p>【分類③】</p>	<p>・「債権者は、外部電源が新基準では最も耐震強度の低い設計が許容されているCクラスであることについて不合理と主張し、裁判官は疑問なしとしないと判示する。だが、外部電源は送電線・変電所や火力発電所などの全電力系統と結ばれている。これらを全てSクラス設計にせよとする要求こそ極めて非現実的かつ非合理的である。」として、同決定が原子力発電所の安全確保対策の体系を正しく理解していないことによる事実誤認を含むことが指摘されていること(準備書面(24)第2の6(2)カ(36頁):本書証4</p>

3頁)

- ・「決定文は『使用済み燃料ピットの冷却設備の危険性は、新規制基準では防護対策は強化したものの、原子炉と異なり一段簡易な扱い（Bクラス）となっている』としている。しかし、ピット本体は、耐震設計審査指針の重要度分類では従前から、『使用済み燃料を貯蔵するための施設』の耐震重要度はA s（後にS）クラスと最高度の要求となっている。PWRでもBWRでも、ピットやプール自体は、原子炉本体、制御装置、安全系・非常用冷却系、格納容器等と同様に最重要クラスで設計されている。分厚いコンクリート製の水プールをステンレス鋼板で内貼り溶接し水漏れがないようにしている。また、地震振動で燃料集合体同士が接触したり、臨界に近づかない工夫もなされている。確かに、『使用済み燃料を冷却するための施設』は耐震重要度Bクラス分類だ。使用済み燃料ピットに保管される燃料の崩壊熱レベルは低いため、冷却系はBクラスの要求となっている。だが、実力的にはSクラス相当となっている。」
として、同決定が原子力発電所の安全確保対策の体系を正しく理解していないことによる事実誤認を含むことが指摘されていること（準備書面(24)第2の6(2)カ（36頁）：本書証43頁）